

奥州市多言語表記促進事業補助金 公募要領

奥州市在住外国人の生活利便性の向上、国際都市の形成及び当市を訪れる外国人観光客の増加を図るため、市内の観光事業者、交通事業者、文化施設等が外国人の居住及び観光を受け入れる環境整備を目的として案内表示等の多言語表記に要する経費に対し、予算の範囲内で、奥州市補助金交付規則（平成18年奥州市規則第59号）及び奥州市多言語表記促進事業補助金公募要綱により補助金を交付します。

○ 補助事業の概要

1 対象者

- (1) 市内で観光物産施設、飲食施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けた者が同法第51条の営業を営む施設をいう。）、レジャー施設その他レクリエーションに関する施設を営業しているもの
- (2) 市内でホテル、旅館等宿泊が可能な施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者が同法第2条の旅館業を営んでいる施設をいう。）を営業しているもの
- (3) 市内で鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の許可を受けた者が行う同法第2条の事業をいう。）又はレンタカー業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けた者が行う自家用自動車の有償の貸し渡し事業をいう。）を営業しているもの
- (4) 市内でバス、タクシー業等を営業している事業者で、道路運送法第4条第1項の許可を受けて同法第3条第1項の一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営むもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 対象事業

- ・市内で行う多言語表記によるパンフレット、メニュー及びホームページ作成事業
- ・市内で行う多言語表記による施設内外の情報案内板等の整備事業
- ・その他多言語表記をすることにより外国人の受入環境の向上に資する事業

3 採択基準

以下の各号のいずれか一つにあてはまるもの

- (1) 在住外国人、短期滞在外国人の生活利便性の向上につながる事が明確であること
- (2) 外国人観光客の受入環境の充実に着実につながるものであること

※ (1)、(2)いずれにおいても、あくまでも外国人の立場にたって、生活する上で便利になる、又は、事業者が提供するサービスを利用しやすくなるなど事業を実施する効果に客観的妥当性があることが必要です。

4 表記言語

日本語、英語、韓国語、中国語（簡体語、繁体語）、標準案内用図記号（ピクトグラム）

※ア 表記言語は日本語と英語を必ず含むものとし、読み手に内容、意味、説明が伝わるように大きさや表記方法を工夫してください。店名やメニュー等のローマ字表記のみは不可。

イ 多言語表記は岩手県外国語案内表示統一ガイドラインに則るものとします

5 補助金額

補助金の交付額は、補助対象経費の合計額に2/3を乗じた額で、上限30万円(千円未満切り捨て)とします。

補助対象経費は消耗品費、印刷製本費、手数料、筆耕手数料、委託料等(消費税及び地方消費税は補助対象外)

補助金の交付決定は、1団体につき同一年度内1回限りとします。

○ 募集期限

平成31年12月20日(金)午後5時

※予算の上限に達した時点で受付終了します。

1 申請方法

交付申請書に事業計画書、収支予算書、見積書及び事業内容が確認できる書類、市税を滞納していないことの証明書を添付し、協働まちづくり部地域づくり推進課に提出してください。

2 交付決定

事業内容を審査した上で、補助金の交付の可否、交付金額を決定します。

3 補助金の請求

事業完了後、速やかに補助金交付請求書に実績報告書、決算書、多言語表記成果品又は事業の実施が確認できる書類を添付し、協働まちづくり部地域づくり推進課まで提出してください。

※年度内に事業実績報告及び補助金交付請求まで終えてください

4 提出及び問い合わせ先

住 所 江刺大通り1番8号

あて先 協働まちづくり部地域づくり推進課

電 話 34-1618

※ 書類は、持参または郵送